

国立大学法人大分大学交通対策委員会規程

平成25年9月25日制定
平成25年規程第63号

(設置)

第1条 国立大学法人大分大学（以下「法人」という。）の旦野原キャンパス，挾間キャンパス及び王子キャンパスの構内（以下「構内」という。）における自動車の入構及び交通対策に関し，必要な措置を検討するため国立大学法人大分大学交通対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審議事項)

第2条 委員会は，次に掲げる事項について審議し，必要な措置方策を策定する。

- (1) 構内の自動車の入構に関すること。
- (2) 構内の交通秩序の維持に関すること。
- (3) 構内の駐車場に関すること。
- (4) 自動車整理料金に関すること。
- (5) その他交通対策に関すること。

(構成)

第3条 委員会は，次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 学長が指名する理事 5人
- (3) 学部長
- (4) 学術情報拠点長
- (5) 事務局長

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き，学長をもって充てる。

- 2 委員長は，委員会を招集し，その議長となる。
- 3 委員長が欠けたとき，又は事故があるときは，あらかじめ学長が指名する理事がその職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会の会議は，委員の過半数の出席がなければ，議事を開くことができない。

- 2 委員会の議事は，出席した委員の過半数をもって決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めるときは，委員以外の者を会議に出席させ，その意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 学長は，各キャンパスに専門部会を置くことができるものとする。

- 2 専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は，学長が別に定める。

(事務)

第8条 委員会の事務は，財務部施設企画課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、自動車の入構及び交通対策に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年10月1日から施行する。

附 則 (令和2年規程第3号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年規程第68号)

この規程は、令和2年10月1日から施行する。

附 則 (令和4年規程第30号)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。